

各種届出について

届出に係る様式等(大崎市ウェブサイト)①



①「大崎市」などで
インターネット検索



②大崎市ウェブサイトの
トップページを表示



③事業者向けをクリック

届出に係る様式等(大崎市ウェブサイト)②

宝の都・大崎

大崎市 Osaki City

くらしの情報 | 市政情報 | 観光

現在の位置 [ホーム](#) > [市政サイト](#) > 事業者向け

事業者向け

いいね! シェアする ポスト

事業者や働く皆さまへの支援情報

入札・契約情報

申請書ダウンロード

開発事業

商工業・雇用関係

農業

高齢者福祉・介護福祉

新型コロナウイルス感染症事業者向け支援情報

埋蔵文化財(遺跡)と工事

大崎市役所岩出山庁舎等の利活用に関するサウディング型市場調査について

大崎市教育委員会後援等承認について

大崎市下水道事業に関するPPP/PFI提案窓口

④「高齢者福祉・介護福祉」をクリック

届出に係る様式等(大崎市ウェブサイト)③

宝の都・大崎

大崎市 Osaki City

くらしの情報 | 市政情報 | 観光 |

現在の位置 [ホーム](#) > [市政サイト](#) > [事業者向け](#) > [高齢者福祉・介護福祉](#)

高齢者福祉・介護福祉

 [居宅介護支援事業の指定等について](#)

 [地域密着型（介護予防）サービスの指定等について](#)

 [介護予防・日常生活支援総合事業の指定等について](#)

 [介護予防支援の指定等について](#)

 [介護保険施設などにおける非常災害対策](#)

 [介護予防・日常生活支援総合事業 制度改正情報・単位数サービスコード](#)

 [特定事業所集中減算について](#)

 [介護職員等処遇改善加算等について](#)

 [介護給付費算定に係る体制等に関する届出書について](#)

 [介護サービス事業者の業務管理体制について](#)

 [新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱い](#)

 [介護サービス事業者の事故報告の取り扱い](#)

⑤必要に応じて
「介護予防・日常生活支援総合事業の指定等について」
「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書について」
を選択し、クリック

指定更新手続き

原則として、指定有効期間満了日が属する月の初日から概ね2～3か月前に、大崎市から更新時期到来の旨を事前に通知します。

また、指定更新申請書類の提出期限は、指定の満了日の1か月前までとします。

提出いただいた書類をもとに、大崎市にて内容確認・審査を行い、満了日前までに指定更新の審査結果を事業者あてに通知します。

指定更新の事務処理イメージ

	事前通知	指定更新申請書類の 提出期限	申請に対する審査	指定更新通知
時期	満了日が属する月の初日から概ね2～3か月前	指定満了日の1か月前	申請更新日～満了日	～満了日
事務の概要	★書面による通知 ※書類の様式等については、 前述のウェブサイトに掲載	※提出期限までに更新 申請書類の提出がな い事業所に、必要に 応じて連絡します。	★指定申請の内容 確認・審査 ※現地確認を行う 場合もあります。	★書面による通知

変更届出

指定事項に変更が生じた場合は、変更届出を大崎市へ提出する必要があります。（他指定権者からも指定を受けている場合は、随時、当該指定権者にも提出が必要となります。）

なお、事業者の事務負担軽減の観点から、変更日から10日以内に届け出る事項と、年1回の届出でよい事項と分けることとします。

【変更日から10日以内に届出する事項】

- ①事業所の名称
- ②事業所の所在地
- ③申請者の名称
- ④主たる事務所の所在地
- ⑤代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ⑥事業所の建物構造及び平面図並びに設備の概要
- ⑦利用者の推定数、利用者の定員
- ⑧事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- ⑨サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- ⑩運営規程（人員基準を満たした上での人員変更の場合を除く）

【年1回の届出でよい事項】

- ①登記事項証明書又は条例等
- ②運営規程（人員基準を満たした上での人員変更についてのみ）

※上記①・②に該当する変更があった場合は、**5月1日現在の状況を6月末までに届出**してください。

廃止・休止・再開届出

廃止・休止の届出

廃止・休止予定日の1月前までに提出してください。

届出の際には、現にサービスを受けている者に対する措置（他事業所への引継ぎ等）を具体的に記載した書類を添付してください。

再開の届出

休止していた事業所を再開する場合は、再開した日から10日以内に届け出る必要があります。

事業所を再開しようとする場合は、指定基準を満たしているか、改めて確認する必要がありますので、あらかじめ高齢障がい福祉課介護保険担当にご相談ください。

介護給付費算定に関する体制等の届出について

介護給付費の算定のために、指定権者への届出が必要となります。

届出に係る加算等（単位数が増えるものに限る）の算定期間は以下のとおりです。

なお、加算が算定できなくなった場合（算定要件を満たさなくなった場合等）については、速やかに指定権者に届け出てください。

届出日と加算等算定開始の関係

★届出が**月の15日以前**になされたもの⇒その翌月から算定開始
（15日が休日・祝日の場合は前開庁日）

★届出が**月の16日以降**になされたもの⇒その翌々月から算定開始

指定申請等に係る電子申請届出システムの導入について

介護サービスに係る指定等に関する申請届出について、厚生労働省が管理する「介護サービス情報公表システム」の機能拡張により構築された「電子申請届出システム」での受け付けを開始しています。

詳細は大崎市ホームページをご確認ください。

https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/jigyoshamuke/koreishafukushi_kaigofukushi/18195.html

システムの利用に必要な準備

■対象サービス

大崎市が指定する全てのサービス

■対象手続き

- ・新規指定申請
- ・指定更新申請
- ・変更届出
- ・廃止・休止・再開届出
- ・加算届出

※令和6年10月以降は原則として、
電子申請届出システムによる受付となります

1.対応ブラウザ

MicrosoftEdge、Safari、Chrome（最新バージョン推奨）

2.GビズID

当該システムをご利用するためには、GビズIDアカウントの取得が必須です。取得方法はGビズIDホームページをご確認ください。

3.登記情報提供サービス

当該システムでの受付では、添付書類として必要な登記事項証明書を紙媒体に代わり、「登記情報提供サービス」で取得いただいた電子データでの提出で受付を可能といたします。※詳細については、登記情報提供サービスのホームページをご確認ください。